

群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報発令基準

(趣旨)

第1条 この基準は、林業現場作業に関わる災害や事故が一定の期間に連続的、かつ集中的に発生した場合において警報を発令することにより、林業の事業主、労働者等に対し注意喚起するとともに、関係機関と協力し緊急的かつ集中的に安全対策及び災害・事故防止対策を推進し、林業現場における災害や事故の再発防止を早期に図ることを目的とする。

(名称)

第2条 警報の名称は、「群馬県林業現場作業の災害・事故多発警報（以下「多発警報」という。）とする。

(発令者)

第3条 多発警報の発令者は、群馬県環境森林部森林局長（以下「局長」という。）とする。

(災害・事故の対象)

第4条 本基準で定める災害・事故とは、群馬県内で発生した次の各号に基づく報告のうち「休業を伴うもの」、「高性能林業機械の転倒及び火災事故」とする。

- (1) 群馬県建設工事事故関係事務処理要領
- (2) 群馬県森林整備請負業者の事故に係る指名停止等の事務処理要領
- (3) 請負資格者以外の林業事業体及び林業者に係る事故
- (4) 林業現場における死亡災害

(発令の基準)

第5条 局長は、前条による災害・事故が次の各号のいずれかに該当した場合に、速やかに多発警報を発令する。

- (1) 1か月に3回以上発生した場合
- (2) 3か月連続して複数回発生した場合
- (3) 4月からの休業を伴う被災者の累積人数が10人以上となった場合

(発令の期間)

第6条 多発警報の発令の期間は、発令の日から起算して3か月以内とする。

ただし、当該発令期間の終期において直近3か月の発生状況が第5条第1号又は第2号の基準を超えている場合は、当該発令期間の満了の日の翌日から起算して1か月単位で延長し実施する。

(発令事項)

第7条 多発警報の発令にあたっては、次の各号を定める。

- ① 林業現場における安全対策及び災害・事故防止対策
- ② 重点取組課題

(発令の通知等)

第8条 局長は、多発警報の発令を決定したときは、(環境)森林事務所長(以下「所長」という。)に通知する。

- 2 所長は、多発警報の発令について管内林業事業者等に周知する。
- 3 局長は、群馬労働局長、関東森林管理局長及び林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部長に協力の要請を行う。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、多発警報の発令に関し必要な事項は別に定める。

この基準は令和3年3月8日より適用する。